

建設業者等の指名停止について

平成29年 8 月 8 日
土 木 部 監 理 課

- 1 指名停止措置業者
 - (1) 貝瀬材木 株式会社
入札整理番号 10-0280
主たる営業所 魚沼市山田1105
 - (2) 上記の者が構成員となっている共同企業体

- 2 指名停止期間
平成29年 8 月 8 日から平成29年 8 月21日まで

- 3 指名停止の理由

貝瀬材木株式会社が請け負った新潟市中央区の建売一戸建て住宅新築工事において、平成28年10月25日に発生した工事関係者の死亡事故について、平成29年 1 月20日に同社及び同社の社員が労働安全衛生法違反で書類送検され、それぞれ罰金30万円の略式命令を受け、平成29年 5 月 9 日にその刑が確定した。

このことが、新潟県建設工事請負業者等指名停止措置要領第 2 条第 1 項（別表第 1、第 8 号）に該当するため。